

アンティグア・バーブーダの入国規制措置（8月29日更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、8月29日より、同国の入国規制措置を以下のとおり変更する旨発表しました。

- 1 空路で入国する渡航者の新型コロナウイルスの制限をすべて解除する。海路（ヨットやフェリー）で入国する渡航者に対する制限も解除するが、アンティグア・バーブーダの海域に入域する全ての小型船舶及びフェリーは、少なくとも到着6時間前までにVHF(ch16)を使用し、港湾当局に連絡しなければならない。
- 2 クルーズ船による渡航者は、クルーズ船が定める規約に従う必要がある。
- 3 全ての渡航者は、滞在期間中、職場、銀行、ホテル、レストラン、小旅行等、管理事業者が定めるすべての規約を遵守する必要がある。また、港、スーパーマーケット、バー、クラブなど大勢の人が集まる場所や公共の場では、フェイスマスクの着用や社会的・物理的距離を置くことが積極的に推奨される。
- 4 新型コロナウイルスの症状がある渡航者は、保健当局の判断により隔離されることがある。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：アンティグア・バーブーダ保健省

Facebook <https://www.facebook.com/investingforwellness/>

アンティグア・バーブーダ観光局ホームページ（入国規制）

<https://visitantiguabarbuda.com/travel-advisory/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5HayesStreet, St. Clair, PortofSpain, TrinidadandTobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニ

カ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。